

第一七六回

閣第一八号

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十九万千円」を「九十八万九千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		報 酬 月 額
最高裁判所長官		二、〇六〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、五〇三、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四四一、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三三四、〇〇〇円
判事	一 号	一、二〇四、〇〇〇円
	二 号	一、〇六〇、〇〇〇円
	三 号	九八九、〇〇〇円
	四 号	八三八、〇〇〇円
	五 号	七二四、〇〇〇円
	六 号	六五〇、〇〇〇円
	七 号	五八八、〇〇〇円
	八 号	五二九、〇〇〇円
判事補	一 号	四二八、八〇〇円
	二 号	三九四、二〇〇円
	三 号	三六八、九〇〇円
	四 号	三四五、一〇〇円
	五 号	三二二、二〇〇円
	六 号	三〇六、四〇〇円
	七 号	二八八、二〇〇円
	八 号	二七七、六〇〇円
	九 号	二五三、八〇〇円
	十 号	二四四、八〇〇円
	十一号	二三四、三〇〇円
	十二号	二二七、〇〇〇円
簡易裁判所判事	一 号	八三八、〇〇〇円
	二 号	七二四、〇〇〇円
	三 号	六五〇、〇〇〇円
	四 号	五八八、〇〇〇円
	五 号	四四六、七〇〇円
	六 号	四二八、八〇〇円
	七 号	三九四、二〇〇円
	八 号	三六八、九〇〇円
	九 号	三四五、一〇〇円

	十号	三二二、二〇〇円
	十一号	三〇六、四〇〇円
	十二号	二八八、二〇〇円
	十三号	二七七、六〇〇円
	十四号	二五三、八〇〇円
	十五号	二四四、八〇〇円
	十六号	二三四、三〇〇円
	十七号	二二七、〇〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「一部施行日」を「前条ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）」に、「（平成二十一年法律第九十号）」を「（平成二十二年法律第▼▼▼号）」に改め、同項第一号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項第二号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。